【公開版】

日本原燃株式会社				
資料番号	電源 00-03 R 0			
提出年月日	令和5年1月5日			

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(電源) (廃棄物管理施設)

1. 概要

- 本資料は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術 基準に関する規則「第 22 条 予備電源」に関して、基本設計方針に記 載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項につい て整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07: 添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設 計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等 を図る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、申請書の対象、申請書ごとの対象設備を展開す る。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない(概要などは比較対象外)。
- > 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補 足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との 比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追 加すべきものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけ を示す。

電源00-03 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(電源)】

	別紙		備考	
資料No.	名称	提出日	Rev)佣 <i>行</i>
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (1 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(予備電源)	第2章 個別項目	四、廃棄物管理施設の位置、構造及び		第1章 共通項目	
第二十二条 特定第一種廃棄	5.4 その他設備	設備並びに廃棄の方法	(予備電源)		
物埋設施設又は特定廃棄物管	5.4.2 電気設備	A. 廃棄物管理施設の位置,構造及	第十八条 廃棄物管理施設には、外部電		
理施設には、外部電源系統か	電気設備の設計に係る共通的な設計方	び設備	源系統からの電気の供給が停止した場合	非常用電源設備の共通項目である「1.	
らの電気の供給が停止した場	針については、第1章 共通項目の	ロ.廃棄物管理施設の一般構造	において、監視設備その他必要な設備に	地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢	
合において、監視設備その他	「2. 地盤」,「3. 自然現象等」,		使用することができる予備電源を設けな	水等, 5. 設備に対する要求(5.6 逆止	
必要な設備に使用することが	「5. 火災等による損傷の防止」,		ければならない。	め弁を除く。), 6. その他」の基本設	
できる予備電源が設けられて	「7. 設備に対する要求」及び「8.			計方針については,原子炉冷却系統施設	
いなければならない。①	その他」に基づくものとする。		<適合のための設計方針>	の基本設計方針「第1章 共通項目」に	
			廃棄物管理施設には、操作及び保安に	基づく設計とする。	
			必要な電気設備を設け, 外部電源系統か		
			らの電気の供給が停止した場合におい	第2章 個別項目	
			て, 監視設備その他必要な設備に使用す	1. 非常用電源設備の電源系統	
			ることができる予備電源として、十分な	1.1 非常用電源系統	
			容量及び信頼性のある予備電源用ディー	重要安全施設においては、多重性を有	
			ゼル発電機、直流電源設備、無停電電源	し,系統分離が可能である母線で構成	(発電信の記載)
			装置及び再処理施設と共用する運転予備		(発電炉の記載) <不一致の理由>
			用ディーゼル発電機を設ける設計とす	非常用高圧母線(メタルクラッド開閉	当該基本設計方針
			る。◆	装置で構成)は,多重性を持たせ,3 系	ヨ惑奉本設計万軒 の記載について.
				統の母線で構成し、工学的安全施設に関	の記載に ういて, 発電炉においては
			理施設と共用する。◇	係する高圧補機と発電所の保安に必要な	技術基準規則第四
				高圧補機へ給電する設計とする。	大州 基準規則 第四十五条 7 項の要求
				また、動力変圧器を通して降圧し、非	事項に対するもの
				常用低圧母線(パワーセンタ及びモータ	であるが, 廃棄物
				コントロールセンタで構成)へ給電す	管理施設には多重
				る。非常用低圧母線も同様に多重性を持	性及び独立性につ
				たせ3系統の母線で構成し、工学的安	いての要求事項が
				全施設に関係する低圧補機と発電所の保	ないため。
				安に必要な低圧補機へ給電する設計とす	/よい/こび/。
				る。	
				また、高圧及び低圧母線等で故障が発	
				生した際は、遮断器により故障箇所を隔	
				離できる設計とし、故障による影響を局	
				所化できるとともに,他の安全施設への	
				影響を限定できる設計とする。	
				さらに, 非常用所内電源系からの受電	
				時の母線切替操作が容易な設計とする。	
				これらの母線は、独立性を確保し、それ	
				ぞれ区画分離された部屋に配置する設計	
				とする。	
				原子炉緊急停止系並びに工学的安全施	
				設に関係する多重性を持つ動力回路に使	
【凡例】 ——				用するケーブルは、負荷の容量に応じた	
下線:基本設計方針に記	載する事項(丸数字で紐づけ))		ケーブルを使用し、多重化したそれぞれ	
波線:基本設計方針と許				のケーブルについて相互に物理的分離を	
灰色ハッチング:基本設				図る設計とするとともに制御回路や計装	
	設工認と基本設計方針の記載内容が一致する では、	ろ 笛 正		回路への電気的影響を考慮した設計とす	
		v Щ∥		る。	
・光电がこの左乗の	生山 川門かりの友欠点寺			<中略>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (2 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
【許可からの変更点】記載の適正化。		(k) 予備電源 廃棄物管理施 <u>設には、操作及び保安</u>	(双方の記載) 〈不の記載) 〈不の記載 との記載ののでででは、一次ののでは、一次ののででは、一次のでのででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のでは、一次では、一次では、一次の	2. 交流電源設備 2.1 非常用交流電源設備 2.1 非常用交流電源設備 発電用原子炉施設は,重要安全施設がその機能を維持するとなるめ、重要安全施設計とする。 発電用原子炉施設には、て常時使用した場合に対象ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	(発電炉の記載)
(当社の記載) <不一致の理由> 外部電源喪失時に必要な電 力を供給するための設備を 設ける方針は同様である が、各負荷へ給電するため の設備構成を示す必要があ るため。	廃棄物管理施設の電力は、東北電力ネットワーク株式会社の154k V送電線2回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気設備の受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変圧器、2号受電変圧器、所内高圧系統のうち6.9k V常用主母線を経て6.9k V運転予備用母線及び6.9k V常用母線に接続する遮断器で受電し、動力用変圧器を通して460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する設計とする。①-3	【許可からの変更点】 対象設備を明確化した。 【許可からの変更点】 記載の適正化。	7.5.3 電気設備 7.5.3.1 概 要 <u>廃棄物管理施設の電力は、東北電力ネットワーク株式会社の154k V送電線2回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気設備(既設)を経て6.9k V運転予備用母線及び常用母線に接続する遮断器で受電し、動力用変圧器を通して460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する設計とする。①-3 外部電源喪失時には、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル</u>	設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、計測制御用電源設備として、無停電電源装置を施設する設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (3 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の	発電機から,監視設備その他必要な設		•
		構造及び設備	備に給電する設計とする。◆		
		(6) その他の主要な事項	電気設備の一部は、再処理施設と共		
	廃棄物管理施設の電力は,再処理施	(ii) 電気設備	用する。◇		
	設の電気設備の受電開閉設備, ユーテ	廃棄物管理施設の電力は,再処理施設	廃棄物管理施設の単線結線図を第		
	イリティ建屋の1号受電変圧器,2号	の電気設備の一部を共用して受電する設	7.5-3図(1)~第7.5-3図(4)に示		
(当社の記載)	受電変圧器,所内高圧系統のうち常用	計とし、共用によって廃棄物管理施設の	す。また、燃料貯蔵設備の系統概要図		
〈不一致の理由〉	主母線及び運転予備用ディーゼル発電	安全性を損なわない設計とする。①-4,	を第7.5-4図に示す。 ②		①-6, 7 (P4~)
廃棄物管理施設は第十二条	機を共用して受電する設計とし、共用	5, 6, 7	7.5.3.2 設計方針		
3項の要求で再処理施設の	によって廃棄物管理施設の安全性を損		(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操		
電気設備の一部と共用する	なわない設計とする。①-4		作及び保安に必要な電気設備を設		
電気設備の 間と共用する ため。		【許可からの変更点】	け、外部電源系統からの電気の供		
72000		対象設備を明確化した。	給が停止した場合において、監視		
		7-1 37 tax win C 93 km 10 07 C 0	設備その他必要な設備に使用する		
			ことができる、予備電源用ディー		
		①(P2) へ	ゼル発電機、直流電源設備及び無		
		廃棄物管理施設の操作及び保安に必要	停電電源装置を予備電源として設		
		な電気設備として受電開閉設備、ユーテ			
		イリティ建屋の1号受電変圧器及び2号			
		マー・・ マー・ マー	ディーゼル発電機が起動するまで		
			の間、直流電源設備及び無停電電		
		6.9kV常用主母線を設け、外部電源喪			
		失時に備えて監視設備その他必要な設備			
		に使用するために十分な容量及び信頼性			
		のある予備電源として、予備電源用ディ	源用ディーゼル発電機から給電す		
		ーゼル発電機、直流電源設備、無停電電			
		源装置及び運転予備用ディーゼル発電機			
		を設ける設計とする。	する設計とする。③		
	五·加州长·加尔亚帝明明·加供开水平帝亦		b. 前述の予備電源は、外部電源喪		
	再処理施設の受電開閉設備及び受電変		失時にも監視設備その他必要な設		
()// 1 4.	圧器は、廃棄物管理施設及びMOX燃		備に電力を供給できる十分な容量		
(当社の記載)	料加工施設との共用によって安全機能	72-71 > 0 + 7 + 1	及び信頼性を有する設計とする。		
〈不一致の理由〉	を有する施設への電力の供給が停止す	【許可からの変更点】			
廃棄物管理施設は第十二条	ることがないよう, 廃棄物管理施設及	共用の記載を詳細化。	(2) 廃棄物管理施設内のケーブル,		
3項の要求で再処理施設の	びMOX燃料加工施設への給電を考慮		電源盤等の材料は、可能な限り不		
電気設備の一部と共用する	しても十分な容量を有することから、		燃性又は難燃性のものを使用する		
ため。	共用によって再処理施設の安全性を損	/	設計とする。⑥		
	なわない設計とする。①-5		(3) 燃料系統については、再処理施		
		<mark>/</mark>	設と共用している燃料貯蔵設備か		
	再処理施設の所内高圧系統の一部		ら燃料油サービスタンクに燃料を		
() + = +	は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加		供給可能な系統構成とする。③③		
(当社の記載)	工施設との共用によって安全機能を有'		燃料油サービスタンクは、再処		
〈不一致の理由〉	する施設への電力の供給が停止するこ		理施設と共用する燃料貯蔵設備よ		
廃棄物管理施設は第十二条	とがないよう、機器の損壊、故障その		り、自動で供給する設計とする。		
3項の要求で再処理施設の	他の異常を検知した場合、常用主母線		23		
電気設備の一部と共用する	又は運転予備用主母線の遮断器により		(4) 廃棄物管理施設の安全避難通路		
ため。	故障箇所を隔離し、故障による影響を		には、外部電源喪失時に予備電源		
	局所化し、他の安全機能への影響を限		から電力を供給するか、又は蓄電		
	定することから、共用によって再処理		池を内蔵した誘導灯及び非常灯を		
	施設の安全性を損なわない設計とす		設ける設計とする。◆		
	る。①-6		また, 誘導灯は単純, 明確かつ		
			永続的な標識が付いた構造とす		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (4 / 10)

		T			T
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 廃棄物管理施設は第十二条 3項の要求で再処理施設の 電気設備の一部と共用する ため。	また、所内高圧系統のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。①-6	【許可からの変更点】 共用の記載を詳細化。	る。◆ (5) 電気設備のうち燃料貯蔵設備を除く再処理施設と共用する設備は,再処理施設において,機器の損壊,故障その他の異常が発生した場合は,6.9k V運転予備用母線又は常用母線の遮断器を開放する設計とすることにより,廃棄物管理施設に波及的影響を与えることを防止するとともに,受電変圧器		①-6 (P3から)
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 廃棄物管理施設は第十二条 3項の要求で再処理施設の 電気設備の一部と共用する ため。 【「等」の解説】 「保守等」とは、点検お よび保修を総称とした記 載であり、許可の記載を 引用した。	再処理施設の電気設備のディーゼル発電機のうち廃棄物管理施設と共用する運転予備用ディーゼル発電機及びその燃料を供給する燃料貯蔵設備は、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。①-7 保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能と	保守等により予備電源用ディーゼル発 電機及び運転予備用ディーゼル発電機を 使用不能な状態にする場合は、監視設備 その他必要な設備に給電可能とするため	にのいては、再処理施設を有では、再処理施設を有することで、共用によって廃棄物管とする。 ② (6) 電気設備のうち再処理施設を理施設を構定した場合でも、弁を閉止は、所発生した場合でも、弁を閉止によりが発生した場合でも、からの異常が発生した施設がであるよる影響を用した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が発生した施設が表別であるとともに、再処理施設に十分な燃料を開発を受ける使用を想定しても、廃棄物管理施設に十分な燃料を供		①-7 (P3から)
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 予備電源用ディーゼル発電機び運転予備用ディーゼル発電機の運用について保安規定に定めて管理する。	するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。①-8 【許可からの変更点】保安規定に定めて管理することを明確にした。	の措置を講ずることを手順に定める。① -8 廃棄物管理施設の安全避難通路には、外部電源喪失時に予備電源から給電されるか、又は電源を内蔵した誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。□ また、誘導灯は単純、明確かつ永続的な標識が付いた構造とする。□	給できるによっての会会で、安全性を損を確保をできるによってを変えている。例知されている。例知されて、安全性を担理を担けるのでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののででは、ののででででででででででで	用炉心冷却設備作動信号で起動し,設置 (変更)許可を受けた原子炉冷却材喪失 事故における工学的安全施設の設備の作 動開始時間を満足する時間である10秒 以内に電圧を確立した後は,各非常用高	(発電炉の記載) <不一致の理由方の理由方の理由方の理由方の理由方の理由方の理由方の理由方の記載においてである。 発電が基準規則要求の対象を対してである。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (5 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	
		7 2772 25 2777 7 2 2777	する。◇		···· ·
			廃棄物管理施設の電力は, 東北電	非常用交流電源設備は、想定される重	
			カネットワーク株式会社の 154 k V	大事故等時において, 重大事故等対処設	
			送電線2回線から廃棄物管理施設と	備として使用できる設計とする。	
			共用する再処理施設の電気設備(既	非常用交流電源設備は、設計基準事故	(発電炉の記載)
			設)を経て6.9k V運転予備用母線	対処設備であるとともに、重大事故等時	<不一致の理由>
			及び常用母線に接続する遮断器で受	においても使用するため、重大事故等対	当該基本設計方針
			電し,動力用変圧器を通して460V	処設備としての基本方針に示す設計方針	の記載について,
			に降圧した後、施設内の各負荷へ給		重大事故特有の記
			電する。◇	並びに位置的分散を考慮すべき対象の設	
			外部電源が喪失した場合に廃棄物	計基準事故対処設備はないことから, 重	管理施設には重大
			管理施設の監視設備その他必要な設		事故等についての
			備に電力を供給するため、十分な容		
			量及び信頼性を有する予備電源用デ		め。
			ィーゼル発電機、直流電源設備及び	非常用交流電源設備のうち2C・2D 非	
			無停電電源装置を予備電源として設		
			ける。◆	に、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入	
				機能),ATWS緩和設備(代替再循環	
			共用する。◆	系ポンプトリップ機能)、ほう酸水注入	
				系,過渡時自動減圧機能,残留熱除去系 (低圧): 大概 (低圧)	
			に、再処理施設と共用する火災感知	(低圧注水系),残留熱除去系(原子炉	
			設備へ給電するため、予備電源とし	停止時冷却系),残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系),残留熱除去系(サ	
			て十分な容量及び信頼性を有する運	プレッション・プール冷却系),低圧炉	
			転予備用ディーゼル発電機を再処理	心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中	
			施設と共用する。	央制御室換気系、計装設備及び原子炉建	
			保守等により予備電源用ディーゼ	屋ガス処理系へ電力を供給できる設計と	
			ル発電機及び運転予備用ディーゼル	する。	
			発電機を使用不能な状態にする場合	非常用交流電源設備のうち高圧炉心ス	
			は、監視設備その他必要な設備に給	プレイ系ディーゼル発電機は重大事故等	
			電可能とするための措置を講ずるこ	時に、高圧炉心スプレイ系及び計装設備	
			とを手順に定める。◇監視設備その	へ電力を供給できる設計とする。	
			他必要な設備を第7.5-3表に示	<中略>	
			す。 ³		
				3. 直流電源設備及び計測制御用電源設	
			線管の材料には、可能な限り不燃性		
			又は難燃性のものを使用する。さら		
			に、ケーブルトレイ等が障壁を貫通	②(P2)~	
			する場合は、火災対策上、障壁効果		
			を減少させないような構造とする。	設計基準対象施設の安全性を確保する	(発電信の記載)
			€ 6>	上で特に必要な設備に対し、直流電源設	(発電炉の記載) <不一致の理由>
			(3) 廃棄物管理施設の安全避難通路に	備を施設する設計とする。	当該基本設計方針
			は、誘導灯及び非常灯を設ける。◆	主法最深创供的 人名法利士曼塔莱克	の記載について、
			a. 誘導灯	直流電源設備は、全交流動力電源喪失	1 - 1 - 11 - 1
			消防法で規定される避難口及び避	時から重大事故等に対処するために必要	載であり、廃棄物
			難通路には、避難用の照明として、	な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約95分を包絡した	管理施設には重大
			単純、明確かつ永続的な標識を備え	約8時間に対し、発電用原子炉を安全	事故等についての
			た誘導灯を設ける設計とする。誘導	に停止し、かつ、発電用原子炉を安全	要求事項がないた
			灯は、460V運転予備用母線から変	に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	め。
			圧器を通して105Vで受電し、外部	とともに、原子炉格納容器の健全性を確	
				[C C O C , // / / / / / / / / / / / / / / / /	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (6 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			からの電源が喪失した場合において もその機能を損なわないように蓄電 池を内蔵した設計とする。 b. 非常灯 建築基準法で規定される居室、居 室から地上へ至る通路、階段及び踊り場には、避難用の照明として、非 常灯を設ける設計とする。非常灯 は、460 V 運転予備用母線から変圧 器を通して105 V で受電し、外部からの電源が喪失した場合においても その機能を損なわないように蓄電池 を内蔵した設計とする。 ◆	保するための設備が動作することができ	(発電炉の記載) <不一致の理由> 直流電源設備を設 ける方針は同様で あるが、設備構成 が異なるため。
				また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。 直流母線は125 V 及び±24 V であり、非常用直流電源設備5 組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制御装置、電磁弁、非常用無停電計装分電盤に給電する非常用無停電電源装置等である。これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	
				3.5 計測制御用電源設備 ③(P2)へ 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、計測制御用電源設備として、無停電電源装置を施設する設計とする。 非常用の計測制御用電源設備は、計装用主母線盤2母線及び計装用分電盤3母線で構成する。非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する無停電電源装置及び計装用主母線盤等で構成し、核計装の監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認が可能な設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (7 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				非常用の無停電電源装置は、外部電源 喪失及び全交流動力電源喪失時から重大 事故等に対処するために必要な電力の供 給が常設代替交流電源設備から開始され るまでの間においても、非常用直流電源 設備である蓄電池(非常用)から直流電 源が供給されることにより、非常用無停 電計装分電盤に対し電力供給を確保する 設計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由方の理由方子、基本で型本設計を対象を表する。 重載では、これでででである。 ででは、これででは、これででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
				4. 燃料設備 4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油 7 日間の外部電源喪失を仮定しても、設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機1台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機1台を7日間並びに常設代替高圧電源装置2台を1日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油貯蔵タンクに貯蔵する設計とする。 < 中略>	(発電炉の記載) 全電炉の記載) 全電炉のの設かのでは、 では、 では、 を表するでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
				第2章 個別項目 1. 保安電源設備 1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保 1.1.1 機器の損壊,故障その他の異常の検知と拡大防止安全施設に電力を供給する保安電源設に電力を供給する保安電源に変配に、選問が、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは	(発電力を 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (8 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				能である母線で構成し、信頼性の高い機	
				器を設置する。	
				常用高圧母線(メタルクラッド開閉装	
				置で構成)は、7母線で構成し、通常運	
				転時に必要な負荷を各母線に振り分け給	
				電する。それぞれの母線から動力変圧器	
				を通して降圧し、常用低圧母線(パワー	
				センタ及びモータコントロールセンタで	
				構成)へ給電する。	
				また、高圧及び低圧母線等で故障が発	
				生した際は、遮断器により故障箇所を隔	
				離できる設計とし、故障による影響を局	
				所化できるとともに、他の安全施設への	
				影響を限定できる設計とする。	
				常用の直流電源設備は、蓄電池、充電	
				器、直流主母線盤等で構成する。	
				常用の直流電源設備は、タービンの非常	
				用油ポンプ、発電機の非常用密封油ポン	
				プ等へ給電する設計とする。	
				常用の計測制御用電源設備は、計装用	
				交流母線で構成する。	
				常用電源設備の動力回路のケーブル	
				は、負荷の容量に応じたケーブルを使用	
				する設計とし、多重化した非常用電源設	
				備の動力回路のケーブルの系統分離対策	
				に影響を及ぼさない設計とするととも	
				に、制御回路や計装回路への電気的影響	
				を考慮した設計とする。	
				1.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及	
				び電力の安定性回復	
				変圧器一次側において3 相のうちの1	
				相の電路の開放が生じた場合に検知でき	
				るよう,変圧器一次側の電路は,電路を	
				筐体に内包する変圧器やガス絶縁開閉装 □	(発電炉の記載)
				置等により構成し、3相のうちの1相	(発電炉の記載)
				の電路の開放が生じた場合に保護継電器	
				にて自動で故障箇所の隔離及び非常用母	当該基本設計方針
				線の受電切替ができる設計とし、電力の	の記載について,
				供給の安定性を回復できる設計とする。	発電炉においては
				送電線において3相のうちの1相の	技術基準規則第四
				電路の開放が生じた場合, 275kV 送電線	十五条 5 項の要求
				は1回線での電路の開放時に、安全施	事項に対するもの
				設への電力の供給が不安定にならないよ	であるが、廃棄物
				う、多重化した設計とする。また、電力	管理施設には1相
				送電時、保護装置による3相の電流不	開放についての要
				平衡監視にて常時自動検知できる設計と	求事項がないた
				する。さらに保安規定に定めている巡視	め。
				「「「「」」」。 こりに床女焼たにためている心恍 「 点検を加えることで、保護装置による検	
				知が期待できない場合の1相開放故障	
				や、その兆候を早期に検知できる設計と	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (9 / 10)

電力系統に連系した設計をする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線)1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	発電炉の記載) 不一致の理由>
154kV 送電線は、各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。 275kV 送電線及び154kU、送電線において1相の電路の開放を検知した場合は、自動又は手動で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とって。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要な全施設に供給するため、電力系統に連承した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275k以送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線)1ルーグリッド株式会社東海原子力線1ルーグリッド株式会社東海原子力線1ルーグリッド株式会社東海原子力線1ルーグリッド株式会社東海原子力線1ルー	
にて常時自動検知できる設計とする。 275kV 送電線及び154kV 送電線において1 相の電路の開放を検知した場合は、自動又は手動でもな障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため、更要な全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275kV 送電線(取定 電力 パワーグリッド株式会比を 275kV 送電線(取定 電力 パワーグリッド株式会比 275kV 35kV 35kV 35kV 35kV 35kV 35kV 35kV 3	
275kV 送電線及び154kV 送電線において1 相の電路の開放を検知した場合は、自動又は手動で改隆箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275kV 送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線)1ルート2回線及び受電専用の回線として発	
いて1 相の電路の開放を検知した場合は、自動又は手動で故障箇所の隔離及び 非常用母線の受電切替ができる設計と し、電力の供給の安定性を回復できる設 計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設が その機能を維持するために必要となる電 力を当該重要安全施設に供給するため、 電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回 線として 275k以 送電線 (東京電力パワー クリッド株式会社東海原子力線) 1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	
は、自動又は手動で故障箇所の隔離及び 非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設が その機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、 電力系統に連系した設計とする。 設計基準分とた設計とする。 設計基準分とでというでは、東京電力がワークリッド株式会社東海原子力線)1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	
非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設が その機能を維持するために必要となるである。 力を当該重要全を施設に供給するため、 電力系統に連案した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線 (東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線) 1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	
し、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設が その機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、 電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275kV 送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線)1 ルート2 回線及び受電専用の回線として 発	
計とする。 1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は、重要安全施設が その機能を維持するために必要となる電 力を当該重要安全施設に供給するため、 電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線)1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	
1.2 電線路の独立性及び物理的分離 発電用原子炉施設は,重要安全施設が その機能を維持するために必要となる電 力を当該重要安全施設に供給するため, 電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は,送受電可能な回 線として 275kV 送電線(東京電力パワ ーグリッド株式会社東海原子力線)1 ル ート 2 回線及び受電専用の回線として	
発電用原子炉施設は、重要安全施設が その機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、 電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線(東京電カパワーグリッド株式会社東海原子力線)1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	
その機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線 (東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線) 1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として 発は	
その機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線 (東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線) 1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として 発は	
力を当該重要安全施設に供給するため、 電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回 線として 275kV 送電線(東京電力パワ ーグリッド株式会社東海原子力線)1 ル ート 2 回線及び受電専用の回線として	
電力系統に連系した設計とする。	
設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線(東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線)1 ルート 2 回線及び受電専用の回線として	不一致の理由>
線として 275kV 送電線 (東京電力パワ ーグリッド株式会社東海原子力線) 1 ル ート 2 回線及び受電専用の回線として	
ーグリッド株式会社東海原子力線) 1 ル 発 ート 2 回線及び受電専用の回線として は	該基本設計方針
ート2 回線及び受電専用の回線として	記載について、
	電炉においては
154kV 送電線(東京電力パワーグリッド ¹²	術基準規則第四
大式会社村松線・原子力 1 号線) 1 ル	・五条 4 項の一部
	回線の独立
Tri 画線の音音 2 ルード 3 画線に tri	:),5項及び6項
	要求事項に対す
275kV 送電線 2 回線は,東京電力パース 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ものであるが,
リークリット株式会社が判別電所に連糸 <mark></mark>	処理施設におけ
9 3 設計と 9 3 。 また, 154KV	要求事項は無い
回線は,果泉電刀ハワークリット株式会 ₁	め。
接続先である東京電力パワーグリッド株	
式会社那珂変電所に連系する設計とす	
る。 - 1 マット・1 - 1 マギュン・1 - 1 マギュン・1 - 1 マギュン・1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
上記2ルート3回線の送電線の独立	
性を確保するため、万一、送電線の上流	
側接続先である東京電力パワーグリッド	
株式会社那珂変電所が停止した場合で	
も、外部電源系からの電力供給が可能と	
なるよう、東京電力パワーグリッド株式	
会社の新筑波変電所から西水戸変電所及	
び茨城変電所を経由するルートで本発電	
所に電力を供給することが可能な設計と	
することを確認する。	
また、東京電力パワーグリッド株式会	
社那珂変電所が停止した場合の、東京電	
カパワーグリッド株式会社の新筑波変電	
所から本発電所への電力供給について	
は、あらかじめ定められた手順、体制等	
に基づき、昼夜問わず、確実に実施され	
ることを確認する。	
なお、東京電力パワーグリッド株式会	
社茨城変電所が停止した場合には、外部	
電源系からの電力供給が可能となるよ	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (予備電源) (10 / 10)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				う, 東京電力パワーグリッド株式会社那	
				珂変電所を経由するルートで本発電所に	
				電力を供給することが可能な設計とする	
				ことを確認する。	
				設計基準対象施設は、電線路のうち少	
				なくとも1回線は、同一の送電鉄塔に架	
				線されていない,他の回線と物理的に分	
				離された送電線から受電する設計とす	
				る。	
				また、大規模な盛土の崩壊、大規模な	
				地すべり、急傾斜地の崩壊に対し鉄塔基	
				礎の安定性が確保され、台風等による強	
				風発生時及び着氷雪の事故防止対策が図	
				られ,送電線の近接箇所においては,必	
				要な絶縁距離及び水平距離が確保された	
				送電線から受電する設計とする。	
				1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保	
				設計基準対象施設に接続する電線路	
				は、いずれの2回線が喪失した場合に	
				おいても電力系統から発電用原子炉施設	(発電炉の記載)
				への電力の供給が停止しない設計とし,	<不一致の理由>
				275kV 送電線 2 回線は起動変圧器を介	当該基本設計方針
				して接続するとともに, 154kV 送電線 1	の記載について,
				回線は予備変圧器を介して接続する設計	発電炉において
				とする。	技術基準規則第四
				開閉所から主発電機側の送受電設備	十五条 4 項の一
				は、十分な支持性能を持つ地盤に設置す	(回線の独う
				るとともに、耐震性の高い、可とう性の	性),5項及び61
				ある懸垂碍子及び重心の低いガス絶縁開	の要求事項に対す
				閉装置を設置する設計とする。	るものであるが、
				さらに、防潮堤により津波の影響を受	
				けないエリアに設置するとともに、塩害	る要求事項は無い
				を考慮し、275kV 送電線引留部の碍子に	ため。
				対しては、碍子洗浄ができる設計とし、	7.3
				154kV 送電線引留部の碍子に対して	
				は、絶縁強化を施した碍子を設置し、遮	
				断器等に対しては、電路がタンクに内包	
				されているガス絶縁開閉装置を設置す	
				る。	
				. ~ 0	

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十	第二十二条(予備電源)							
1. 技	1. 技術基準の条文,解釈への適合に関する考え方							
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	添付書類					
	監視設備その他必要な設備に	技術基準の監視設備その他必要な			a, b, c, d,			
1	使用することができる予備電	設備に使用することができる予備	1項	_	e e			
	源の施設	電源の施設を受けている内容			С			
2. 事	事業変更許可申請書の本文のうち、	基本設計方針に記載しないことの考	え方					
No.	項目	考え方			添付書類			
1	他条文で展開する事項(第 23	第23条「通信連絡設備等」にて、記	説明する内容の	ため記	_			
Ш	条)	載しない。						
3. 事	事業変更許可申請書の添六のうち、	基本設計方針に記載しないことの考	え方					
No.	項目	考え方			添付書類			
<u>(1)</u>	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方金	_					
· ·	上後記載 ため、記載しない。							
2	系統概要図	図表を参照するための記載のため、記載しない。						
⟨₃⟩	② 添付書類記載事項 設工認申請書 添付書類に記載する事項のため,記載し				b			
	11/11 自然的教育。	ない。			Б			
4	他条文で展開する事項 (第 23	第23条「通信連絡設備等」にて,記	説明する内容の	ため記	С			
	条)	載しない。			C			
5>	設備仕様	仕様表にて記載する。			d			
⟨ 6⟩	他条文で展開する事項(第 11	第 11 条「火災等による損傷の防止」	にて,説明す	る内容	e			
	条)	のため記載しない。			C			
4. 添	4. 添付書類等							
No.	No. 書類名							
а	a Ⅲ-2-3-4 単線結線図							
b Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書								
c Ⅲ-1-1-8 安全避難通路等に関する説明書								
d	d 仕様表(設計条件及び仕様)							
е	Ⅲ-1-1-6 火災等による損傷の防止に関する説明書							

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
地盤」, 「3.		0) 12.	基本方針	基本方針	_	_	_
2 の電気の供給が	源 設には,操作及び保安に必要な電気設備を設け,外部電 停止した場合において,監視設備その他必要な設備に使 び信頼性のある予備電源を設置する設計とする。	源系統から 設置要求 用するため 機能要求②	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用子 6.9kV常用母線 運転予備用ディーゼル発電機 460V運転予備用母線 460V運転予備用母線 460V電転予備用母線 460V電転予備 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備 「機能要求②」 子備電源用設備 直流電源設備 無停電電源装置	設計方針	< 発電機 > 容量、	Ⅲ −1−5−4 電気設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1予備電源用ディーゼル発電機	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源である予備電源用ディーゼル発電機 は、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要 な設備の機能を維持するため、必要な電力を供給 できる出力を有する設計であることを説明する。
リティ建屋の1 V常用主母線を るために十分な	設の操作及び保安に必要な電気設備として受電開閉設備 号受電変圧器及び2号受電変圧器並びに所内高圧系統の 設け,外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設 容量及び信頼性のある予備電源として,予備電源用ディー 備,無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル発電機を	, ユーティ うち6.9k 備に使用す 一ゼル発電 設置する設	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV第用主母線 6.9kV第用主母線 6.9kV第用母線 6.9kV第用母線 種家予備用子イーゼル発電機 運転予備用ティーゼル発電機 460V第転予備用母線 460V常用母線 直流電源設備 無停電電源装置 計測制御用交流電源設備	設計方針	_	Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1予備電源用ディーゼル発電機	【3.1子備電源用ディーゼル発電機】 ・子備電源である予備電源用ディーゼル発電機 は、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要 な設備の機能を維持するため、必要な電力を供給 できる出力を有する設計であることを説明する。
線から廃棄物管 リティ建屋の1 主母線を経て6.	設の電力は,東北電力ネットワーク株式会社の154 k V ジ 理施設と共用する再処理施設の電気設備の受電開閉設備 号受電変圧器,2 号受電変圧器,所内高圧系統のうち6.9 k V 運転予備用母線及び6.9 k V 常用母線に接続する遮 器を通して460Vに降圧した後,施設内の各負荷へ給電す	会電線 2 回 , ユーティ 9 k V 常用 断器で受電 る設計と	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV第用主母線 6.9kV第用母線 6.9kV第用母線 予備電源用ディーゼル発電機 運転予備用ディーゼル発電機 460V運転予備用母線 460V運転予備用母線 460V電転予備用母線 460V電源設備 無停電電源設備 無停電電源装置	設計方針	_	Ⅲ-2-3-4 電気設備の単線結線図	【Ⅲ-2-3-4 電気設備の単線結線図】 ・廃棄物管理施設における電気設備の設備構成を 説明する。
5 ディ建屋の1号 運転予備用ディ	設の電力は,再処理施設の電気設備の受電開閉設備,ユ受電変圧器,2号受電変圧器,所内高圧系統のうち常用、一ゼル発電機を共用して受電する設計とし,共用によっを損なわない設計とする。	ーティリ 主母線及び て廃棄物管 機能要求①	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用主母線 運転予備用ディーゼル発電機	設計方針(共用)	_	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される 条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわ ない設計とすることを説明する。
6 工施設との共用 いよう,廃棄物	受電開閉設備及び受電変圧器は,廃棄物管理施設及びM によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止す 管理施設及びMOX燃料加工施設への給電を考慮しても ら,共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計	ることがな 十分な容量 機能要求①	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器	設計方針(共用)	_	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される 条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわ ない設計とすることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
7	再処理施設の所内高圧系統の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設の共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知した場合、常用主母線又は運転予備用主母級の遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能へ後影響を限定することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とる。	。 線 機能要求①	6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用主母線	設計方針(共用)		Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下にお ける健全性に関する説明書	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される 条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
8	また,所内高圧系統のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所高圧系統は,共用する負荷が接続されているが,共用する負荷を新たに追加するのではないため必要となる容量が増加するものではないことから,共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用主母線	設計方針(共用)	_	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下にお ける健全性に関する説明書	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される 条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわ ない設計とすることを説明する。
9	再処理施設の電気設備のディーゼル発電機のうち廃棄物管理施設と共用する運 予備用ディーゼル発電機及びその燃料を供給する燃料貯蔵設備は、共用する負荷 接続されているが、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる3 量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわい設計とする。	が 機能要求①	運転予備用ディーゼル発電機 燃料貯蔵設備	設計方針(共用)		Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下にお ける健全性に関する説明書	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される 条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわ ない設計とすることを説明する。
10	保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を 用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための 置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。		施設共通 基本設計方針	基本方針	_	Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1予備電源用ディーゼル発電機	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用 ディーゼル発電機の運用について保安規定に定め ることを説明する。

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
第2章 個別項目 5.4 その他設備 1 5.4.2 電気設備 電気設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」,「3. 自然現象等」「5. 火災等による損債 防止」及び「7. 設備に対する要求」「8. その他」に基づくものとする。	冒頭宣言 傷の	-	-	-	-	-	-
5.4.2.1 予備電源 2 廃棄物管理施設には、操作及び保安に必要な電気設備を設け、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備そ 他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源を設置する設計とする。	の 設置要求 機能要求②	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV電用主母線 6.9kV電用主母線 6.9kV運転予備用 6.9kV運転予備用母線 460V運転予備用母線 460V常用母線 460V常用母線 460V常用母線 460V常開母線 460V電転予備 備 1測制御卵用交流電源設備 計測制御用アイーゼル発電 直流電源設備 計備電源用でイーゼル発電 直流電源設備 無停電電源装置	設計方針	Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3. 1予備電源用ディーゼル発電機	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 - 予備電源である予備電源用ディーゼル発電機は、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備の機能を維持 するため、必要な電力を供給できる出力を有する設計であることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備として受電開開設備、ユーティリティ建屋の1号受電変圧器及び2号受電変圧器並 に所内高圧系統のうち6.9kV常用主母線を設け、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及ご 類性のある予備電源として、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル発電機を設置す 設計とする。	び信 記墨面⇒	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用上母線 6.9kV常用母線 5.9kV常用母線 機 機 運転予備用ディーゼル発電 機 4600運転予備用母線 4600運転予線 直流電源設備 無停電電源装置 計測制御用交流電源設備	設計方針	Ⅲ-1-5-4 電気設備に関す る説明書	3. 施設の詳細設計方針 3. 1予備電源用ディーゼル発電機	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源である予備電源用ディーゼル発電機は、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備の機能を維持するため、必要な電力を供給できる出力を有する設計であることを説明する。	【負荷の精緻化】 ⇒電気設備に関する説明書における最大負荷容量については精 級化されていることを補足する。 ・ (補足電源1] 予備電源用ディーゼル発電機の供給負荷につい て
廃棄物管理施設の電力は、東北電力ネットワーク株式会社の154k V送電線2回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気電の受電開閉設備、ユーディリディ建屋の1号受電変圧器、2号受電変圧器、所内高圧系統のうち6.9k V常用主母線を経て6.9k V運転備用母線及び6.9k V常用母線に接続する遮断器で受電し、動力用変圧器を通して460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する設計する。	子 *********	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV運転予備用 6.9kV運転予備用 技術電源原ディーゼル発電 機 機 4600運転予備用 戸ィーゼル発電 機 4600運転予線 直流電源設備 無停電電源交流電源設備 無停電電源交流電源設備	設計方針	Ⅲ-2-3-4 電気設備の単線 結線図	_	【III-2-3-4 電気設備の単線結線図】 ・廃棄物管理施設における電気設備の設備構成を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
廃棄物管理施設の電力は、再処理施設の電気設備の受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変圧器、2号受電変圧器、所内高 系統のうち常用主母線及び運転予備用ディーゼル発電機を共用して受電する設計とし、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわ い設計とする。	圧 機能要求①	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器 6.9kV運転予備用主母線 6.9kV衛用主母線 速転予備用ディーゼル発電 機	設計方針(共用)	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下に れる条件の下に 関する説明書	_	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
再処理施設の受電開閉設備及び受電変圧器は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって安全機能を有する施設への 力の供給が停止することがないよう、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設への給電を考慮しても十分な容量を有することから、共 によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	電用機能要求①	受電開閉設備 1号受電変圧器 2号受電変圧器	設計方針(共用)	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する機能が使用される条件の下に れる条件の下に おける説明書	-	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
再処理施設の所内高圧系統の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知した場合、常用主母線又は運転予備用主母線の遮断器により故障箇を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設とする。	i所 機能面水の	6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用主母線	設計方針(共用)	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用されるを条件を もなりを発生を はなりまする はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はい	-	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
また、所内高圧系統のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統は、共用する負荷が接続されているが、 用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を なわない設計とする。	共損機能要求①	6.9kV運転予備用主母線 6.9kV常用主母線	設計方針 (共用)	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有す る施設が使用で ある条件の下に おける健全性に 関する説明書	-	【III-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
9	再処理施設の電気設備のディーゼル発電機のうち廃棄物管理施設と共用する運転予備用ディーゼル発電機及びその燃料を供給する燃料 貯蔵設備は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではな いことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	要求①	運転予備用ディーゼル! 機料貯蔵設備	養電 設計方針(共用)	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下に れる条件の下に 財する説明書	-	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
10	保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。	要求	施設共通 基本設計方針	计 基本方針	Ⅲ-1-5-4 電気設備に関す る説明書	3. 施設の詳細設計方針 3. 1予備電源用ディーゼル発電機	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機の運用について保安規定に定めることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

廃棄物目次					廃棄物添付書類構成案	⇒1 ±1×4m ===	++> □ ⇒× □ >/> v□			
1.	1. 1	1. 1. 1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降		記載概要	補足説明資料
1.								概要		
2.								基本方針		
	2. 1							常設の発電装置の出力に関する設計方針	■ ・ 予備電源である予備電源用ディーゼル発電機は、外部電源	
3.								施設の詳細設計方針	■・予備電源である予備電源用ディーゼル発電機は、外部電源 喪失時に備えて監視設備その他必要な設備の機能を維持する 一ため、必要な電力を供給できる出力を有する設計であること	
	3. 1							予備電源用ディーゼル発電機	一にめ、必要な電力を供給できる出力を有する設計であることを説明する。	[補足電源1] ・予備電源用ディーゼル発電機の供給負荷について
		3. 1. 1						内燃機関		
		3. 1. 2						発電機		

添付書類の発電炉との比較

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(1/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
目次	目次	
1. 概要	1. 概要	
2. 基本方針	2. 基本方針	
2.1 常設の非常用発電装置の出力に関する設計方針	2.1 常設の発電装置の出力に関する設計方針	
2.1.1 内燃機関		
2.1.2 発電機		
2.1.3 遮断器		
2.1.4 その他電気設備		
2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針		
2.2.1 可搬型の非常用発電装置		
3. 施設の詳細設計方針	3. 施設の詳細設計方針	
3.1 非常用ディーゼル発電機	3.1 予備電源用ディーゼル発電機	
3.1.1 設計基準対象施設	3.1.1 内燃機関	
3.1.2 重大事故等対処設備	3.1.2 発電機	
3.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機		
3.2.1 設計基準対象施設		
3.2.2 重大事故等対処設備		
3.3 常設代替高圧電源装置		
3.3.1 内燃機関		
3.3.2 発電機		
3.4 緊急時対策所用発電機		
3.4.1 内燃機関		
3.4.2 発電機	【凡例】	
3.5 可搬型の非常用発電装置	<u>下線</u> :	
3. 5. 1 可搬型代替低圧電源車	・プラントの違いによらない記載内容の差異	
3.5.2 窒素供給装置用電源車	・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異	
	二重下線:	
	・プラント固有の事項による記載内容の差異	

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較

【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(2/22)

	廃棄物管理施設	備考
1. 概要	1. 概要	****
本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の	本資料は、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄	
技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」とい	物管理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準	
う。)第45条及び第72条並びにそれらの「実用発電用原	規則」という。)第22条に基づき設置する予備電源用	
子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	ディーゼル発電機の出力に関して説明するものであ	
釈」(以下「解釈」という。)に基づき設置する非常用	る。	
ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル		
発電機,技術基準規則第72条及びその解釈に基づき設		
置する常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源		
車、技術基準規則第76条及び77条並びにそれらの解釈		
に基づき設置する緊急時対策所用発電機並びに技術基		
準規則第63条,第65条及び第67条並びにそれらの解釈		
に基づき設置する窒素供給装置用電源車の出力の決定		
に関して説明するものである。		
また、技術基準規則第48条及び第78条に基づく「発		本記載の差異は、廃棄物管
電用火力設備に関する技術基準を定める省令」(以下		理施設において準用の技術
「火力省令」という。)及び「原子力発電工作物に係る		基準がないためであり、記
電気設備に関する技術基準を定める命令」(以下「原子		載の差異により新たな論点
力発電工作物に係る電気設備の技術基準」という。)の		が生じるものではない
準用について、本資料にて非常用電源設備の内燃機関 ・ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		
に対する火力省令への適合性,並びに非常用電源設備		
の発電機、遮断器及びその他電気設備に対する原子力		
発電工作物に係る電気設備の技術基準への適合性につ		
<u>いて説明するものである。</u>		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(3/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
2. 基本方針	2. 基本方針	
2.1 常設の非常用発電装置の出力に関する設計方針	2.1 常設の発電装置の出力に関する設計方針	
設計基準対象施設のうち常設の非常用発電装置で	廃棄物管理施設のうち予備電源である予備電源用	
ある非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ	ディーゼル発電機は,外部電源喪失時に備えて監視	
系ディーゼル発電機は、設計基準事故時に発電用原	設備その他必要な設備の機能を維持するため、必要	
子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機	な電力を供給できる出力を有する設計とする。	
能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は		
設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基		
準事故に対処するための設備がその機能を確保する		
ために必要な電力を供給できる出力を有する設計と		
する。また,工学的安全施設等の設備が必要とする		
電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的		
に供給できる設計とする。		
重大事故等対処設備のうち常設の非常用発電装置		廃棄物管理施設には、重大
である非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ		事故の技術基準規則の要求
<u>系ディーゼル発電機及び常設代替高圧電源装置は</u>		がないことから記載しな
重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい		⟨ ` ` 。
損傷,原子炉格納容器の破損,貯蔵槽内燃料体等の		
著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい 損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力		
<u>損傷を防止するために必要な電力を供給できる田力</u> を有する設計とする。		
<u>を有りな試計とりる</u> 。		
非常用ディーゼル発電機は、2系統の母線で構成す	 予備電源用ディーゼル発電機は、6.9kV運転予備用	
る非常用高圧母線に接続し、高圧補機へ給電する設	母線に接続し、動力変圧器を通して降圧し、低圧母	
計とする。また、動力変圧器を通して降圧し、2系統	線の低圧負荷へ給電する設計とする。	
の母線で構成する非常用低圧母線の低圧補機へ給電	7,7 7,30 7,41 7, 3,41 2,7 3,941, 2,7 3,0	
する設計とする。		
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、非常用		廃棄物管理施設には同等の
高圧母線(高圧炉心スプレイ系用)に接続し、高圧補		設備が無いことから、記載
機へ給電する設計とする。また、動力変圧器HPCSを		の差異により新たな論点が
通して降圧し,非常用低圧母線の低圧補機へ給電す		生じるものではない。

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(4/22)

発電炉 発電炉	廃棄物管理施設	備考
る設計とする。	DON'N H. TARRA	NID 3
常設代替高圧電源装置は、2系統の非常用高圧母線		廃棄物管理施設には, 重大
及び非常用低圧母線の機能が喪失したことにより発		事故の技術基準規則の要求
生する重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供		がないことから記載しな
給できる設計とする。		٧١°
常設代替高圧電源装置は、設置(変更)許可申請書		
の添付書類十における、重大事故等時に想定される		
事故シーケンスのうち最大負荷となる「全交流動力		
電源喪失(長期TB),全交流動力電源喪失(TBD, TB		
U),全交流動力電源喪失(TBP)」時に電力を供給でき		
<u>る出力を有する設計とする。</u>		
緊急時対策所用発電機は、専用の負荷に電力を供		
<u>給できる出力を有する設計とする。</u>		
設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に施設		本記載の差異は、廃棄物管
する非常用発電装置である非常用ディーゼル発電		理施設において準用の技術
機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 常設代表では、高圧がは異なる取り、		基準がないためであり、記載の美界により歌を
替高圧電源装置及び緊急時対策所用発電機(内燃機関 については、燃料系を含める。)及び可搬型設備用軽		載の差異により新たな論点 が生じるものではない。
油タンクは、火力省令第25~29条のうち関連する事		が生しるものではない。
項を準用する設計とする。内燃機関及び附属設備		
は、内燃機関等の構造、調速装置、非常停止装置、		
過圧防止装置、計測装置について各事項を準用する		
設計とする。なお、内燃機関における火力省令第25		
条第3項に基づく強度評価の基本方針、強度評価方法		
及び強度評価結果は、添付書類「V-3 強度に関		
する説明書」の別添にて説明する。		
非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系デ		
ィーゼル発電機、常設代替高圧電源装置、緊急時対		
策所用発電機,遮断器及びその他電気設備は,原子		
力発電工作物に係る電気設備の技術基準第4~16条,		
第19~28条, 第30~35条の関連する事項を準用する		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(5/22)

	4 电风吹幅に対する処別音』(0/22)	/#: #/.
発電炉	廃棄物管理施設	備考
設計とする。感電,火災等の防止として,電気設備		
における感電,火災等の防止,電路の絶縁,電線等		
の断線の防止,電線の接続,電気機械器具の熱的強		
度,高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防		
止,電気設備の接地,電気設備の接地の方法及び発		
電所等への取扱者以外の者の立入の防止について各		
事項を準用する設計とする。異常の予防及び保護対		
策として,特別高圧電路等と結合する変圧器等の火		
災等の防止、過電流からの電線及び電気機械器具の		
保護対策について各事項を準用する設計とする。電		
気的、磁気的障害の防止について各事項を準用する		
設計とする。また、供給支障の防止として、発変電		
設備等の損傷による供給支障の防止、発電機等の機		
械的強度及び常時監視をしない発電所等の施設につ		
いて各事項を準用する設計とする。		
2.1.1 内燃機関		本記載の差異は、廃棄物管
		理施設において準用の技術
する。		基準がないためであり, 記
(1) 内燃機関等の構造		載の差異により新たな論点
非常調速装置が作動したときに達する回転速		が生じるものではない。
度に対して構造上十分な機械的強度を有する設		
計とする。軸受は、運転中の荷重を安定に支持		
できるもので、かつ、異常な摩耗、変形及び過		
熱が生じない設計とする。耐圧部分は、最高使		
用圧力又は最高使用温度において発生する応力		
に対し十分な強度を有した設計とする。また,		
非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系		
ディーゼル発電機及び緊急時対策所用発電機は		
屋内に設置する設計とするため、酸素欠乏の発		
生のおそれのないように、建屋に給排気部を設		
置する設計とする。		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(6/22)

-	-4 电 利 京 () () () () () () () () () (/#: #.
発電炉	廃棄物管理施設	備考
(2) 調速装置		
回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続		
的に動揺することを防止するため、内燃機関に		
流入する燃料を自動的に調整する調速装置を設		
ける設計とする。		
(3) 非常停止装置		
<u>運転中に生じ</u> た過回転その他の異常による危		
害の発生を防止するため、その異常が発生した		
場合に内燃機関に流入する燃料を自動的かつ速		
やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止		
(4) 過圧防止装置		
#常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレ		
イ系ディーゼル発電機は,過圧が生じるおそれ		
があるシリンダ内の圧力を逃すためにシリンダ		
安全弁を設ける設計とする。		
(5) 計測装置		
油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装		
置を設ける設計とする。		
2.1.2 発電機		本記載の差異は、廃棄物管
		理施設において準用の技術
技術基準を準用し、以下の設計とする。		基準がないためであり、記
(1) 感電,火災等の防止		載の差異により新たな論点
感電防止のため接地し、また、充電部分に容		が生じるものではない。
易に接触できない設計とする。電路は大地から		
絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常		
のないことを確認する。電線の接続箇所は、端		
子台等により接続することで電気抵抗を増加さ		
せないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使		
用状態において断線のおそれがない設計とす		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(7/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
る。電気機械器具は,「日本電気技術規格委員	/ 大木切 自 在心思	C. HIA
<u>る。電気機械研究は、「日本電気技術が指導質</u> 会規格JESC E7002」(以下「JESC E7002」とい		
う。)に基づき、通常の使用状態において発生す		
る熱に耐える設計とする。火災防止のため、高		
圧の電気機械器具は金属製の筐体に格納するこ		
とで可燃性のものと隔離し、外箱等は接地を施		
す設計とする。電気設備は、適切な接地工事を		
施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止		
するため、発電所には人が容易に構内に立ち入		
るおそれがないようフェンス等を設ける設計と		
する。		
(2) 異常の予防及び保護対策		
異常の予防及び保護対策のため、過電流を過		
電流継電器にて検出し、遮断器を開放する設計		
<u>とする。</u>		
(3) 電気的,磁気的障害の防止		
発電機は、閉鎖構造(金属製の筐体)及び接地		
の実施により、電気設備その他の物件の機能に		
電気的又は磁気的な障害を与えない設計とす		
<u>5.</u>		
(4) 供給支障の防止 発変電設備等の損傷による供給支障の防止の		
<u> </u>		
検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電		
路から遮断する設計とする。発電機は、短絡電		
流及び非常調速装置が動作して達する回転速度		
に対して、十分な機械的強度を有する設計と		
し、三相短絡試験等により異常のないことを確		
認する。		
発電所構内には、発電機の運転に必要な知識		
及び技能を有する者が常時駐在することによ		
り、常時監視しない発電所は施設しない設計と		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(8/22)

する。	
遮断器は、原子力発電工作物に係る電気設備の 技術基準を準用し、以下の設計とする。 (1) 感電、火災等の防止 遮断器は、感電防止のため接地し、また、充 電部分に容易に接触できない設計とする。電路 は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等 により異常のないことを確認する。電線の接続 箇所は、端子台等により接続することで電気抵 抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及 び通常の使用状態において断線のおそれがない 設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
遮断器は、原子力発電工作物に係る電気設備の 技術基準を準用し、以下の設計とする。 (1) 感電、火災等の防止 遮断器は、感電防止のため接地し、また、充 電部分に容易に接触できない設計とする。電路 は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等 により異常のないことを確認する。電線の接続 箇所は、端子台等により接続することで電気抵 抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及 び通常の使用状態において断線のおそれがない 設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
技術基準を準用し、以下の設計とする。 (1) 感電、火災等の防止 遮断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
(1) 感電,火災等の防止 遊断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
遮断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
電部分に容易に接触できない設計とする。電路 は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等 により異常のないことを確認する。電線の接続 箇所は、端子台等により接続することで電気抵 抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及 び通常の使用状態において断線のおそれがない 設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	点
は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続 箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
により異常のないことを確認する。電線の接続 箇所は、端子台等により接続することで電気抵 抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及 び通常の使用状態において断線のおそれがない 設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及 び通常の使用状態において断線のおそれがない 設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
び通常の使用状態において断線のおそれがない 設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
設計とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、 通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
通常の使用状態において発生する熱に耐える設	
FIG. 5) - VOCALIDATE - VIEW -	
製の外箱に収納し、隔離する設計とする。遮断	
器は適切な接地を施し、鉄台及び金属製の外箱	
には、A種接地工事(高圧設備)又はC種設置工事	
<u>を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防</u>	
止するため、発電所には人が容易に構内に立ち	
<u>入るおそれがないようフェンス等を設ける設計</u>	
<u>とする。</u>	
(2) 異常の予防及び保護対策	
異常の予防及び保護対策のため、高圧電路に	
施設する過電流遮断器は、施設する箇所を通過	
する短絡電流を遮断する能力を有し、その作動	
<u>に伴いその開閉状態を表示する装置を有する設</u> 計とする。	
<u>計とする。</u> (3) 電気的,磁気的障害の防止	
<u> </u>	
の実施により、電気的又は磁気的な障害を与え	

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(9/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
ない設計とする。 (4) 供給支障の防止 発変電設備等の損傷による供給支障の防止の ため,過電流等を生じた場合,保護継電器にて 検知し,遮断器を開放して自動的に発電機を電 路から遮断する設計とする。 発電所構内には,遮断器の運転に必要な知識 及び技能を有する者が常時駐在することにより,常時監視しない発電所は施設しない設計とする。		
2.1.4 その他電気設備		本記載の差異は、廃棄物管理施設において準用の技術基準がないためであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
ら絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。蓄電池については接続板及び接続用ボルト・ナット等により、電線の接続箇所については、ネジ止め等により接続することで電気抵抗を増加させない設計とし、接続点に張力が加わらないようにするほか、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線		
のおそれがない設計とする。電気設備は、熱的 強度について期待される使用状態において発生 する熱に耐える設計とする。火災防止のため、 可燃性の物から離して施設する設計とする。必 要箇所には、異常時の電圧上昇等による影響を 及ぼさないよう適切な接地を施す設計とする。		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(10/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
取扱者以外の者の立入を防止するため、発電所		
には人が容易に構内に立ち入るおそれがないよ		
うフェンス等を設ける設計とする。		
(2) 異常の予防及び保護対策		
高圧電路と結合する変圧器は、電気設備の損		
傷、感電又は火災のおそれがないよう、適切な		
接地を施す設計とする。過電流からの電線及び		
電気機械器具の保護対策のため、各補機には、		
過電流を検知できるよう保護継電器,過電流検		
知器及び配線用遮断器を設置し、過電流を検出		
した場合は、遮断器を開放する設計とする。		
(3) 電気的,磁気的障害の防止		
閉鎖構造(金属製の筐体)及び接地の実施によ		
り、電気設備その他の物件の機能に電気的又は		
磁気的な障害を与えない設計とする。		
(4) 供給支障の防止		
変圧器、母線及びそれを支持する碍子は、短		
絡電流により生ずる機械的衝撃に耐える設計と		
<u> </u>		
発電所構内には、電気設備の運転に必要な知		
識及び技能を有する者が常時駐在することによ		
り、常時監視しない発電所は施設しない設計と		
<u>する。</u>		
2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針		 廃棄物管理施設には,重大
重大事故等対処設備における可搬型の非常用発電		事故の技術基準規則の要求
<u>量人事故等別処設備におりる可搬型の非常用光電</u> 装置のうち可搬型代替低圧電源車は,重大事故等が		がないことから記載しな
<u> </u>		い。
格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及		, v
び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止す		
るために必要な電力を供給できる出力を有する設計		
とする。		
<u>_ / &0</u>		<u>I</u>

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(11/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
可搬型代替低圧電源車は、設計基準事故対処設備		
の電源が喪失する重大事故等時の対応に最低限必要		
<u> </u>		
可搬型整流器用変圧器,可搬型整流器と組み合わせ		
て使用することにより、重大事故等時の対応に必要		
な直流設備に電力を供給できる設計とする。		
窒素供給装置用電源車は、専用の負荷に電力を供		
<u>給できる出力を有する設計とする。</u>		
また、非常用発電装置としての機能の重要性を考		
<u>慮し,可搬型代替低圧電源車,窒素供給装置用電源</u>		
車については、火力省令及び電気設備に関する技術		
<u>基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設</u>		
備協会規格の「可搬形発電設備技術基準(NEGA C 33		
1:2005)」(以下「可搬形発電設備技術基準」とい		
<u>う。)を準用する設計とする。</u>		
可搬型の非常用発電装置の内燃機関は,流入する		
燃料を自動的に調整する調速装置及び軸受が異常な		
摩耗,変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設		
ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度		
等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。		
回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著		
しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とす		
る。また、過回転防止装置は定格回転速度の116%以		
下で動作する設計とする。		
可搬型の非常用発電装置の発電機は、電気的・機		
械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性 エズボ温州な光度した 終急加州な抜き記ました。		
及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。		
電源電圧が著しく低下した場合及び過電流が発生した場合をに電吸がより動物に海豚する設計とする		
た場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。 可搬型の非常用発電装置の強度については,完成		
品として一般産業品規格で規定される温度試験等を		
<u>面として一板座乗品税格で規定される価度試験寺を</u> 実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する		
<u>天旭し,足俗貝們仏態にわいて干刀な畑及を作りる</u>		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(12/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
設計とする。 耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格JEM-1354」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価結果を添付書類「V-3 強度に関する説明書」の別添にて説明する。		
2.2.1 可搬型の非常用発電装置 可搬型の非常用発電装置は、可搬形発電設備技 術基準を準用し、以下の設計とする。 (1) 原動機		本記載の差異は、廃棄物管理施設において準用の技術基準がないためであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
(2) 発電機		
電圧低下,過速度,冷却水温度上昇及び潤滑 油圧力低下時に,原動機を自動的に停止する設 計とする。定格回転速度の116%以下で動作する 非常用調速装置を設ける設計とする。 また,発電機は,過電流が発生した場合に電		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(13/22)

III-1-5-4 电X収개に関する説明音】(15/24)								
発電炉	廃棄物管理施設	備考						
路から自動的に遮断する保護装置を設ける設計 とする。 (5) 運転性能 定格出力のもとで1時間運転し、安定した運転 が維持される設計とする。 (6) 絶縁抵抗及び絶縁耐力 出力端子と大地間の絶縁抵抗値を測定し、出 力端子と大地間に規定の交流電圧を印加したと きこれに耐える設計とする。								
3. 施設の詳細設計方針	3. 施設の詳細設計方針							
3.1 非常用ディーゼル発電機	3.1 予備電源用ディーゼル発電機							
3.1.1 設計基準対象施設	OF THE PROPERTY OF THE PROPERT							
発電用原子炉施設には、外部電源が喪失した場	- 廃棄物管理施設には、外部電源が喪失した場合							
合において、発電用原子炉施設の安全性を確保す	において、監視設備その他必要な設備の機能を維							
るために必要な設備の機能を維持するため、非常	持するため、予備電源用ディーゼル発電機を設け							
用ディーゼル発電機を設置する設計とする。	る設計とする。							
また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電								
気設備の技術基準を準用し,「2.1.1 内燃機関」								
及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。								
技術基準規則に基づき、非常用ディーゼル発電	技術基準規則に基づき、予備電源用ディーゼル							
機は、使用済燃料プールの温度及び水位の監視設	発電機は、監視設備その他必要な設備へ給電でき							
備、使用済燃料プールエリア放射線モニタ、モニ	る設計とする。							
タリング・ポスト並びに通信連絡設備へ給電でき								
る設計とする。								
非常用ディーゼル発電機の容量は,表3-1,表3-	予備電源用ディーゼル発電機の容量は,表3.2-1							
2に示す発電所を安全に停止するために必要な負荷	に示す廃棄物管理施設の監視設備その他必要な設							
(2C:5021kW, 2D:5195kW)及び表3-3,表3-4に示	備及びその他設備に必要な負荷(約1577.9kW)							
す工学的安全施設の作動時に必要となる負荷(2C:	に対し、十分な容量が確保できるよう、1700kW							
4886kW, 2D: 4366kW)に対し、十分な容量が確保で	の出力を有する設計とする。							
きるよう,非常用ディーゼル発電機は,5200kWの								

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(14/22)

	・ 电	備考
出力を有する設計とする。 また、非常用ディーゼル発電機は、10秒以内に 電圧を確立し、工学的安全施設等へ順次自動で電力を供給できる設計とし、燃料プール冷却浄化系 ポンプに対しては、これらの一連の設備への電力 供給が開始された後に、必要により手動起動を実施する際に、電力を供給できる設計とする。負荷 積算イメージを図3-1から図3-4に示す。 非常用ディーゼル発電機内燃機関の出力及び発 電機の容量は以下の通りとする。	また,予備電源用ディーゼル発電機は,15秒以内に電圧を確立し,電力を供給できる設計とする。	
	なお、保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを手順に定める。 負荷積算イメージを第3.1-1図に示す。 予備電源用ディーゼル発電機内燃機関の出力及び発電機の容量は以下の通りとする。	本記載の差異は、予備電源 用ディーゼル発電機及び運 転予備用ディーゼル発電機 の手順を保安規定に定める ことを明確化したものであ り、新たな論点が生じるも のではない。
3.1.1.1 内燃機関 発電機の出力5200kWから,内燃機関の出力は 次式により5474kW以上の5500kWとする。 PE≧ P÷η=5200÷0.95≒5474 PE :内燃機関の出力(kW) P :発電機の定格出力(kW) =5200 η :発電機の効率 =0.95 3.1.1.2 発電機	3.1.1 内燃機関 発電機の出力1600kWから,内燃機関の出力は 次式により1685kW以上の1700kWとする。 PE≧ P÷η=1600÷0.95≒1685 PE :内燃機関の出力(kW) P :発電機の定格出力(kW) =1600 η :発電機の効率 =0.95 3.1.2 発電機	

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較

【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(15/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
発電機の容量は、次式により6500kVAとする。	発電機の容量は、次式により2000kVAとす	
$Q = P \div p f = 5200 \div 0.80 = 6500$	る。	
Q : 発電機の容量(kVA)	$Q = P \div p f = 1600 \div 0.8 = 2000$	
P : 発電機の定格出力(kW) =5200	Q : 発電機の容量(kVA)	
p f : 力率 =0.80	P : 発電機の定格出力(kW) =1600	
表3-1【省略】	p f : 力率 =0.8	
表3-2【省略】	第3.1-1表 予備電源用ディーゼル発電機から給電す	
表3-3【省略】	3	
表3-4【省略】	負荷【省略】	
図3-1【省略】	第3.1-1図 予備電源用ディーゼル発電機負荷容量曲	
図3-2【省略】	線【省略】	
図3-3【省略】		
図3-4【省略】		
3.1.2 重大事故等対処設備 非常用ディーゼル発電機は、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有しているため、重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電力供給が可能な場合には、重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。 火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。 技術基準規則第59条~66条、第68条、第72~74条、第76条及び第77条の各条文に基づく重大事故等時の対応において、非常用ディーゼル発電機から電力供給を期待する重大事故等対処設備の負荷を表3-5に示す。技術基準規則に基づき必要となる重大事故等対処設備は、各条文により異なるため、すべての機器を同時に使用することはないが、仮にすべての負荷を合計した場合の最大所要		廃棄物管理施設には、重大 事故の技術基準規則の要求 がないことから記載しな い。

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(16/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
負荷は4186kWである。 発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、5200kWの出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。 最大所要負荷に基づき、非常用ディーゼル発電機内燃機関の出力及び発電機の容量は以下の通りとする。		
3.1.2.1 内燃機関 発電機の出力5200kWから,内燃機関の出力は 次式により5474kW以上の5500kWとする。 計算式【省略】		
3.1.2.2 発電機 発電機の容量は、次式により6500kVAとする。 計算式【省略】 表3-5【省略】		
3.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 3.2.1 設計基準対象施設 発電用原子炉施設には、外部電源が喪失した場合において、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するため、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を設置する設計とする。		廃棄物管理施設には同等の 設備が無いことから、記載 の差異により新たな論点が 生じるものではない。
また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量は、表3-6に示すとおり工学的安全施設の作動時に必要となる負荷(1993kW)に対し、十分な出力が確		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(17/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
保できるよう、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、2800kWの容量を有する設計とする。 重機は、2800kWの容量を有する設計とする。 また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、10秒以内に電圧を確立し、工学的安全施設等へ順次自動で電力を供給できる設計とする。負荷積算イメージを図3-5に示す。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関の出力及び発電機の容量は以下の通りとする。	ル本 17 日 年 元 18 日 年 1 日 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	via 3
3.2.1.1 内燃機関 発電機の出力2800kWから,内燃機関の出力は 次式により2948kW以上の3050kWとする。 計算式【省略】		
3.2.1.2 発電機 発電機の容量は、次式により3500kVAとする。 計算式【省略】 表3-6【省略】 図3-5【省略】		
3.2.2 重大事故等対処設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、工学 的安全施設及び設計基準事故に対処するための設 備がその機能を確保するために十分な容量を有し ているため、重大事故等時に高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機から電力供給が可能な場合に は、重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供 給可能な設計とする。 火力省令及び原子力発電工作物に係る電気設備 の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び		廃棄物管理施設には,重大 事故の技術基準規則の要求 がないことから記載しな い。
「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。技術基準規則第60条,第72条及び第73条の条文		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(18/22)

発電炉	発棄物管理施設	備考
に基づく重大事故等時の対応において、高圧炉心	321111	7.10
スプレイ系ディーゼル発電機から電力供給を期待		
する重大事故等対処設備の負荷を表3-7に示す。所		
<u>要負荷は1941kWである。</u>		
発電機の出力は、十分な容量が確保できるよ		
<u>う,2800kWの出力を有する設計とし,設定した発</u>		
電機出力を発電機の効率で除すことにより,内燃		
機関の必要な出力を算出する。		
最大所要負荷に基づき、非常用ディーゼル発電		
機内燃機関の出力及び発電機の容量は以下の通り		
<u>とする。</u>		
3.2.2.1 内燃機関		
<u>3.2.2.1 円 </u>		
<u>先電機の田グ2000kmがら、下級機関の田グがは</u> 次式により2948kW以上の3050kWとする。		
計算式【省略】		
3. 2. 2. 2 発電機		
計算式【省略】		
<u>表3-7【省略】</u>		
3.3 常設代替高圧電源装置		廃棄物管理施設には,重大
設置(変更)許可申請書の添付書類十における事故		事故の技術基準規則の要求
シーケンスにおいて、常設代替高圧電源装置から電力を供給する方が快速度で開発される。		がないことから記載しな
力を供給する有効性評価で期待する負荷に加え、評 価上期待していない不要負荷であるが、電源が供給		V'o
<u> </u>		
る負荷を抽出した結果、所要負荷が最大となる事故		
シーケンスは、「全交流動力電源喪失(長期TB)、全		
交流動力電源喪失(TBD, TBU), 全交流動力電源喪失		
(TBP)」であり、負荷積算イメージを図3-6に示す。		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(19/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
発電炉 最大負荷は、4293.5kWであり、最大所要負荷リスト を表3-8に示す。 発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、6 900kW(1380kW×5台)の出力を有する設計とし、設定 した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、 内燃機関の必要な出力を算出する。 最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電 機の容量を以下のとおりとする。 また、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気 設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び	廃棄物管理施設	備考
「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。 3.3.1 内燃機関 発電機の出力6900kWから、内燃機関の出力は次式により7248kW以上の7250kW(1450kW×5台)とする。 計算式【省略】		
3.3.2 発電機 発電機の容量は、次式により8625kVA(1725kVA× 5台)とする。 計算式【省略】 表3-8【省略】 図3-6【省略】		
3.4 緊急時対策所用発電機 最大所要負荷は、重大事故等発生時に緊急時対策 所で要求される負荷の188.8kWである。負荷リストを 表3-9に示す。 発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、1 380kWの出力を有する設計とし、設定した発電機出力 を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要		廃棄物管理施設には,重大 事故の技術基準規則の要求 がないことから記載しな い。

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(20/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
な出力を算出する。 最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。 主た、火力省令及び原子力発電工作物に係る電気 設備の技術基準を準用し、「2.1.1 内燃機関」及び 「2.1.2 発電機」に記載の設計とする。		
3.4.1 内燃機関 発電機の出力1380kWから,内燃機関の出力は次 式により kW以上の1450kWとする。 計算式【省略】		
3.4.2 発電機 発電機の容量は、次式により1725kVAとする。 計算式【省略】 表3-9【省略】		
3.5可搬型の非常用発電装置3.5.1可搬型代替低圧電源車一班型代替低圧電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合(全交流動力電源喪失)に		廃棄物管理施設には,重大 事故の技術基準規則の要求 がないことから記載しな い。
おいて,重大事故等時の対応に必要な負荷に電力 を供給する設計とする。また,設計基準事故対処 設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合にお いて,可搬型整流器用変圧器,可搬型整流器と組		
み合わせて使用することで、重大事故等時の対応 に最低限必要な直流負荷に電力を供給する設計と する。可搬型代替低圧電源車の容量は、表3-10、 図3-7に示す非常用所内電気設備への給電時の負荷		
(542kW) 及び表3-11, 図3-8に示す代替所内電気設備への給電時の負荷(523kW) に対し,十分な容量を確保できるよう,800kW(400kW×2台)の出力を有す		

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(21/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
る設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。 可搬型代替低圧電源車内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。 なお、可搬形発電設備技術基準に準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。		
3.5.1.1 内燃機関 発電機の出力800kWから、内燃機関の出力は次 式により853kW以上の946kW(473kW×2台)とす る。 計算式【省略】		
3.5.1.2 発電機 発電機の容量は、次式により1000kVA (500kVA ×2台)とする。 計算式【省略】 表3-10【省略】 図3-7【省略】 表3-11【省略】 図3-8【省略】		
3.5.2 窒素供給装置用電源車 窒素供給装置用電源車の最大所要負荷は,窒素 供給装置2台運転時の150kW(1台当たり75kW)である。 登電機の出力は、十分な容量を確保できるよう,400kWの出力を有する設計とし、設定した発電 機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機 関の必要な出力を算出する。		廃棄物管理施設には同等の 設備が無いことから、記載 の差異により新たな論点が 生じるものではない。

発電炉-廃棄物管理施設 記載比較 【Ⅲ-1-5-4 電気設備に関する説明書】(22/22)

【Ⅲ-1-5-4 竜気設備に関する説明書】(22/22)							
発電炉	廃棄物管理施設	備考					
最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発 電機の容量を以下のとおりとする。 なお、可搬形発電設備技術基準に準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方							
<u>針」に記載の設計とする。</u> 3.5.2.1 内燃機関 発電機の出力400kWから、内燃機関の出力は次式により427kW以上の473kWとする。							
<u>計算式【省略】</u> 3.5.2.2 発電機 発電機の容量は、次式により500kVAとする。 計算式【省略】							

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
1	第2章 個別項目 5.4 その他設備 5.4.2 電気設備 電気設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」,「3. 自然 現象等」「5. 火災等による損傷の防止」及び「7. 設備に対する要求」「8. その他」に基づくもの とする。	_	_
2	5.4.2.1 予備電源 廃棄物管理施設には、操作及び保安に必要な電気設備を設け、外部電源系統からの電気の供給が停止 した場合において、監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源 を設置する設計とする。	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源である予備電源用ディーゼル発電機は、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備の機能を維持するため、必要な電力を供給できる出力を有する設計であることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
3	廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備として受電開閉設備,ユーティリティ建屋の1号受電変圧器及び2号受電変圧器並びに所内高圧系統のうち6.9kV常用主母線を設け,外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源として,予備電源用ディーゼル発電機,直流電源設備,無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル発電機を設置する設計とする。 ■	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源である予備電源用ディーゼル発電機は、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備の機能を維持するため、必要な電力を供給できる出力を有する設計であることを説明する。	【負荷の精緻化】 ⇒電気設備に関する説明書における最大負荷容量については精緻化されていることを補足する。 ・[補足電源1] 予備電源用ディーゼル発電機の供給負荷について
4	廃棄物管理施設の電力は,東北電力ネットワーク株式会社の154 k V 送電線 2 回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気設備の受電開閉設備,ユーティリティ建屋の 1 号受電変圧器, 2 号受電変圧器,所内高圧系統のうち6.9 k V常用主母線を経て6.9 k V運転予備用母線及び6.9 k V常用母線に接続する遮断器で受電し,動力用変圧器を通して460 V に降圧した後,施設内の各負荷へ給電する設計とする。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	【III-2-3-4 電気設備の単線結線図】 ・廃棄物管理施設における電気設備の設備構成を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
5	廃棄物管理施設の電力は,再処理施設の電気設備の受電開閉設備,ユーティリティ建屋の1号受電変 圧器,2号受電変圧器,所内高圧系統のうち常用主母線及び運転予備用ディーゼル発電機を共用して受 電する設計とし,共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。		
6	再処理施設の受電開閉設備及び受電変圧器は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設への給電を考慮しても十分な容量を有することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		
7	再処理施設の所内高圧系統の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知し安全機能を有する施設た場合、常用主母線又は運転予備用主母線の遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とにおける健全性に関する。	【Ⅲ-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 ・共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
8	また、所内高圧系統のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		
9	再処理施設の電気設備のディーゼル発電機のうち廃棄物管理施設と共用する運転予備用ディーゼル発電機及びその燃料を供給する燃料貯蔵設備は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		
10	保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする Ⅲ-1-5-4 場合は,監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを保安規定に定めて,管電気設備に関する説明理する。	【3.1予備電源用ディーゼル発電機】 ・予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機の運用について保安規定に定めることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

	基本設計方針	計からの展開で抽出され	た補足説明が必要	要な項目		発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
						1. 概要	0	
Ⅲ −1−5−4	【3. 施設の設計方針】 【3. 1予備電源用ディーゼル	【負荷の精緻化】	[補足電源	予備電源用ディーゼル発電機の供給負荷について	【補足-280-1】非常用発電装置の供給負荷につい	2. 非常用発電装置の供給負荷について	_	発電炉の補足説明資料では、重大事故時に非常用発電装置から供給する負荷に関する記載のみであり、廃棄物管理施設において設計基準事故時に非常用発電機から供給する負荷については添付説明資料の中で記載しているため、展開不要とする。
電気設備に関する説明書	発電機】		1]		C	3. 工事計画における負荷の精緻化について	0	
						4. 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備等の非常用発電装置からの電源供給について	_	発電炉の補足説明資料では、重大事故時に非常用発電装置から供給する負荷に関する記載のみであり、廃棄物管理施設において設計基準事故時に非常用発電機から供給する負荷については添付説明資料の中で記載しているため、展開不要とする。

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と 発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加 で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	廃棄物管理施設 補足説明資料	補足説明 すべき事項	資料番号	記載概要
【280—1】非常用発電装置の供給負荷につい て	【補足電源1】予備電源用ディーゼル発電機の 供給負荷について			
1. 概要	1. 概要	[補足電源1]		予備電源用ディーゼル発電機の供給負荷の概要を 説明する。
2 非常用発電装置の供給負荷について	_	1	_	_
3 工事計画における負荷の精緻化について	2. 工事計画における負荷の精緻化について	[補足電源1]		予備電源用ディーゼル発電機の供給負荷について 説明する。
4 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空 調設備等の非常用発電装置からの電源供給に ついて	_	1	_	_

別紙6

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前

5. その他廃棄物管理設備の附属施設

5.4 その他設備

第2章 個別項目

5.4.2 電気設備

電気設備の設計に係る共通的な設計方針については,第1章 共通項目の「2. 地盤」,「3. 自然現象等」,「5. 火災等による損傷の防止」,「7. 設備に対する要求」及び「8. その他」に基づくものとする。

共通項目について従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。

5.4.2.1 予備電源

予備電源①

廃棄物管理施設には、操作及び保安に必要な電気設備を設け、外部電源系統からの電気の供給が停止 した場合において、監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源 を設置する設計とする。

予備電源②-1

予備電源②-2

予備電源②-3

廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備として受電開閉設備,ユーティリティ建屋の1号受電変圧器及び2号受電変圧器並びに所内高圧系統のうち6.9kV常用主母線を設け、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源として、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル発電機を設置する設計とする。

廃棄物管理施設の電力は、東北電力ネットワーク株式会社の154kV送電線2回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気設備の受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変圧器、2号受電変圧器、所内高圧系統のうち6.9kV常用主母線を経て6.9kV運転予備用母線及び6.9kV常用母線に接続する遮断器で受電し、動力用変圧器を通して460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する設計とする

予備電源2-1

廃棄物管理施設の電力は、再処理施設の電気設備の受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変 圧器、2号受電変圧器、所内高圧系統のうち常用主母線及び運転予備用ディーゼル発電機を共用して受 電する設計とし、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。

再処理施設の受電開閉設備及び受電変圧器は,廃棄物管理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう,廃棄物管理施設への給電を考慮しても十分な容量を有することから,共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

- 5. その他廃棄物管理設備の附属施設
- 5.4 その他設備

第2章 個別項目

5.4.2 電気設備

変更なし

変 更 後

5.4.2.1 予備電源

廃棄物管理施設には、操作及び保安に必要な電気設備を設け、外部電源系統からの電気の供給が停止 した場合において、監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源 を設置する設計とする。

廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備として受電開閉設備,ユーティリティ建屋の1号受電変圧器及び2号受電変圧器並びに所内高圧系統のうち6.9kV常用主母線を設け、外部電源喪失時に備えて監視設備その他必要な設備に使用するために十分な容量及び信頼性のある予備電源として、予備電源用ディーゼル発電機、直流電源設備、無停電電源装置及び運転予備用ディーゼル発電機を設置する設計とする。

廃棄物管理施設の電力は、東北電力ネットワーク株式会社の154k V送電線2回線から廃棄物管理施設と共用する再処理施設の電気設備の受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変圧器、2号受電変圧器、所内高圧系統のうち6.9k V常用主母線を経て6.9k V運転予備用母線及び6.9k V常用母線に接続する遮断器で受電し、動力用変圧器を通して460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する設計とする。

廃棄物管理施設の電力は、再処理施設の電気設備の受電開閉設備、ユーティリティ建屋の1号受電変 圧器、2号受電変圧器、所内高圧系統のうち常用主母線及び運転予備用ディーゼル発電機を共用して受 電する設計とし、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。

再処理施設の受電開閉設備及び受電変圧器は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設への給電を考慮しても十分な容量を有することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

予備電源2-1

再処理施設の所内高圧系統の一部は、廃棄物管理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知した場合、常用主母線又は運転予備用主母線の遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

変更前

また,所内高圧系統のうち廃棄物管理施設と共用する所内高圧系統は,共用する負荷が接続されているが,共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから,共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

再処理施設の電気設備のディーゼル発電機のうち廃棄物管理施設と共用する運転予備用ディーゼル発 電機及びその燃料を供給する燃料貯蔵設備は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新た に追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施 設の安全性を損なわない設計とする。

保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。

既設工認に記載はないが,従前より設計上考慮して実施しているため,変更前に記載。

【凡例】

: 既設工認に記載されている内容と全く同じではないが, 既設

工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの

: その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して

実施していたもの

変 更 後

再処理施設の所内高圧系統の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知した場合、常用主母線又は運転予備用主母線の遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

また、所内高圧系統のうち廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する所内高圧系統は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新たに追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

再処理施設の電気設備のディーゼル発電機のうち廃棄物管理施設と共用する運転予備用ディーゼル発 電機及びその燃料を供給する燃料貯蔵設備は、共用する負荷が接続されているが、共用する負荷を新た に追加するものではないため必要となる容量が増加するものではないことから、共用によって再処理施 設の安全性を損なわない設計とする。

保守等により予備電源用ディーゼル発電機及び運転予備用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。

六ヶ所再処理・廃棄物事業所廃棄物管理施設 設計及び工事の方法の認可申請書

本文及び添付書類

第4回申請

平成4年12月 申請

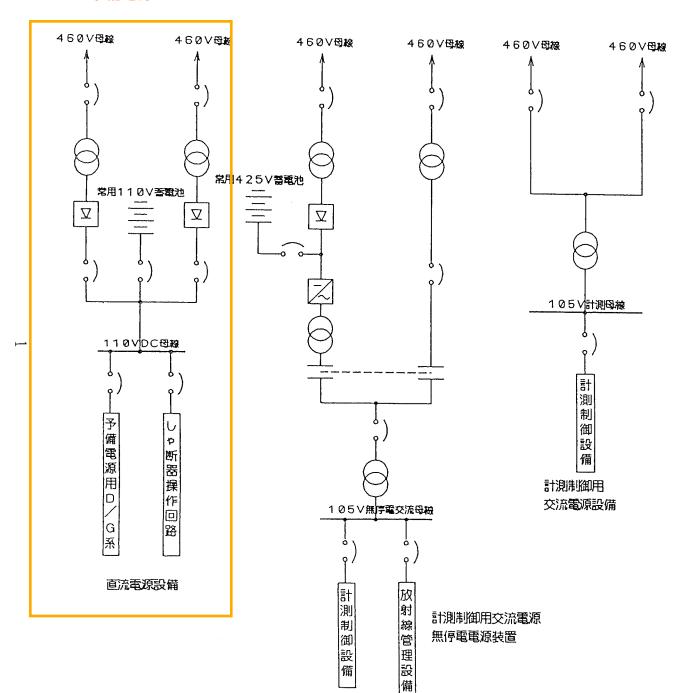
(平成6年2月 変更申請)

(平成6年7月 変更申請)

日本原燃株式会社

へ. その他廃棄物管理設備の附属施設

予備電源 -2



儿	例
記号	名 * 称
(ا	しゃ断器
0	变圧器
豆	整流器
Z	インバータ
	静止形切換スイッチ
	蓄電池

第1.1-2図

廃棄物管理施設の単線結線図 (その2)

廃棄物管理施設の変更に係る 設計及び工事の方法の認可申請書

本文の一部補正

平成14年8月

日本原燃株式会社

Ί

へ. その他廃棄物管理設備の附属施設

- 1. その他設備
- 1.2 電気設備
- a. 設置の概要

東北電力株式会社の 6. 6kV 配電線から受電している電力を東北電力株式会社 154kV 送電線から受電する系統へ変更する。この変更に伴い、再処理施設の電気設備の一部を廃棄物管理施設との共用設備とするとともに、既設の廃棄物管理施設の電気設備と廃棄物管理施設の共用設備とする再処理施設の電気設備とを接続するケーブルを、ガラス固化体受入れ建屋 - 再処理施設ユーティリティ建屋間洞道に設置する。

b. 準拠すべき主な法令, 規格及び基準 本設備の準拠すべき主な法令, 規格及び基準を第 1.1.2-1 表に示す。

c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
- (b) 本設備のケーブル等の材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性のものを使用する。
- (c) 外部電源系統は、2回線で受電するものとする。

d. 設計条件及び仕様

- (a) 申請設備に係る系統の耐震クラスはCクラスである。
- (b) 申請設備に係る単線結線図を第 1.1.2-1 図に示す。

e. 工事の方法

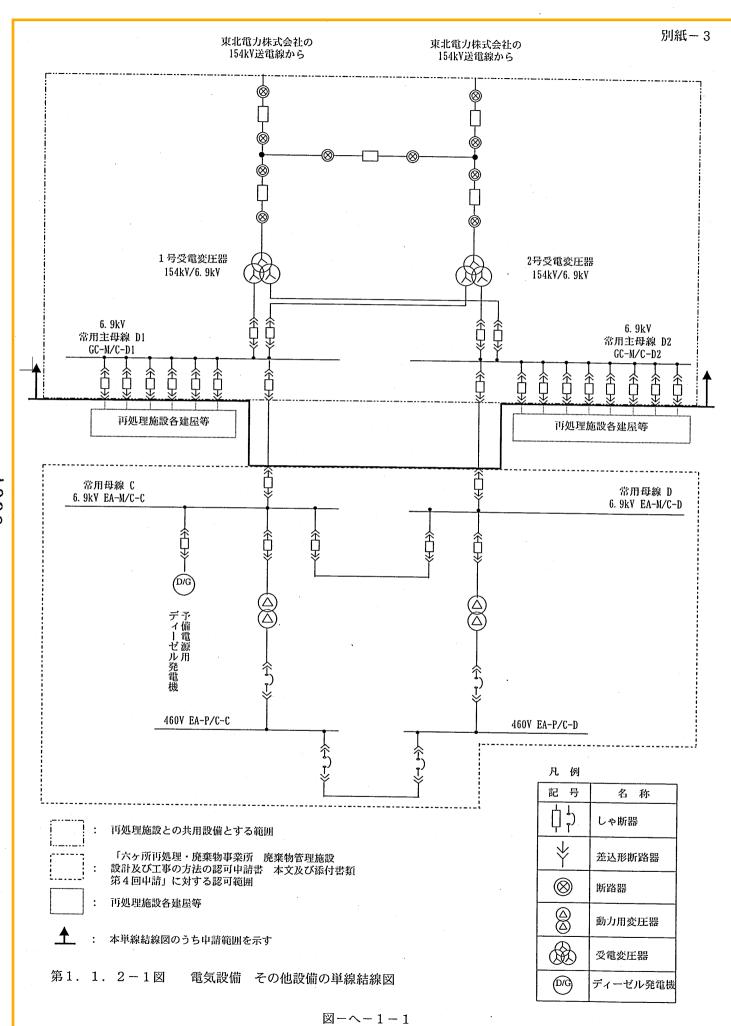
電気設備の工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を第2.1.2-1図に示す。

電気設備の工事においては、仮設電源設備を設置する等の措置を講じ、廃棄物管理施設の運転に必要な電源を確保することから、工事の実施によって、廃棄物管理施設の安全性が損なわれることはない。

なお、試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

(a) 据付·外観検査

構成機器及び設備全体が適切に据付けられていることを、据付・外観状況及び 通電により確認する。



ホ. その他廃棄物管理設備の 附属施設

- 1. 廃棄物管理施設に係る「その他廃棄物管理設備の附属施設」
- 1.4 その他設備
- 1.4.2 電気設備

a. 変更の概要

予備電源

廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電気設備を設け、外部電源喪失時に備えて監視設備 その他必要な設備に使用することができる十分な容量及び信頼性のある予備電源用ディーゼル 発電機、直流電源設備及び無停電電源装置を設置している。

無停電電源装置は、415V無停電電源装置C、425V蓄電池C2及び105V無停電交流母線用変 圧器Cで構成している。

本申請では、廃棄物管理施設に設置している無停電電源装置を更新する。

また, 425 V 蓄電池 C2 の蓄電池電圧を 425 V から 350 V へ変更する。

b. 準拠すべき主な法令, 規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令,規格及び基準を第1.4.2.1-1表に示す。

c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、以下のとおり「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
 - ① 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
 - ② 本設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。
 - ③ 本設備は、外部電源喪失時にも給電が必要な負荷に電力を供給できる十分な容量及び信頼性を有する設計とする。
 - ④ 本設備は、安全機能を確認するための検査又は試験及び安全機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるように設計する。
- (b) 本設備は、「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の 方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」を満足する設計とする。

d. 設計条件及び仕様

- (a) 申請設備に係る単線結線図を第1.1.4.2-1 図に示す。
- (b) 申請設備の耐震クラスはCクラスである。
- (c) 申請設備の電源盤及びケーブルは可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。

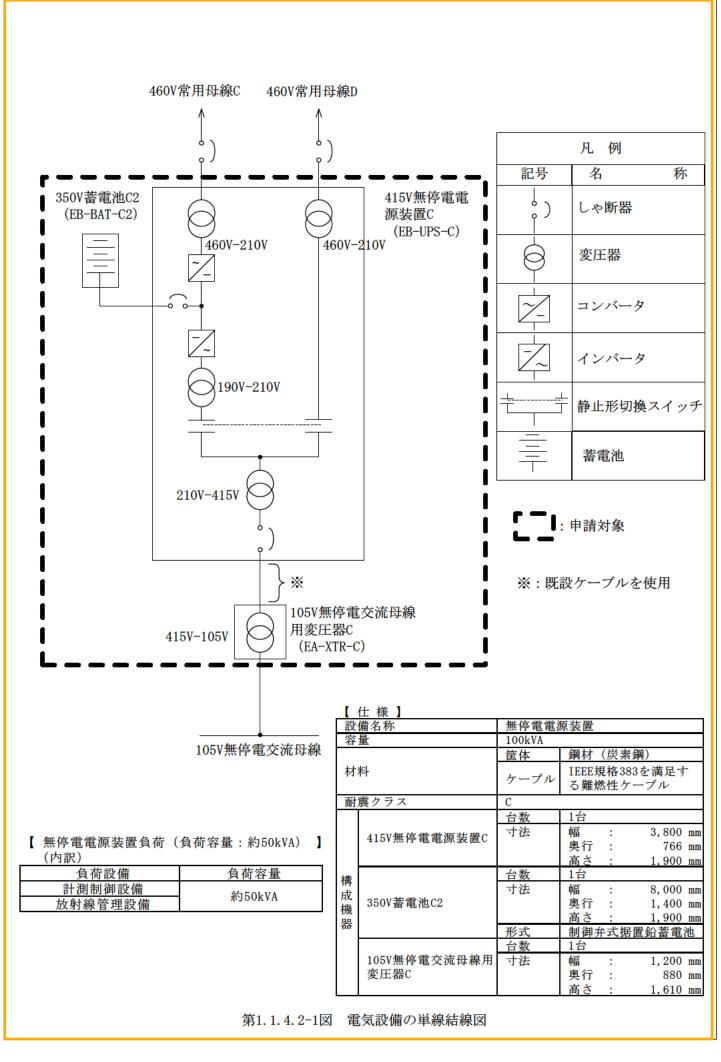


図-ホ-1-1-1 62